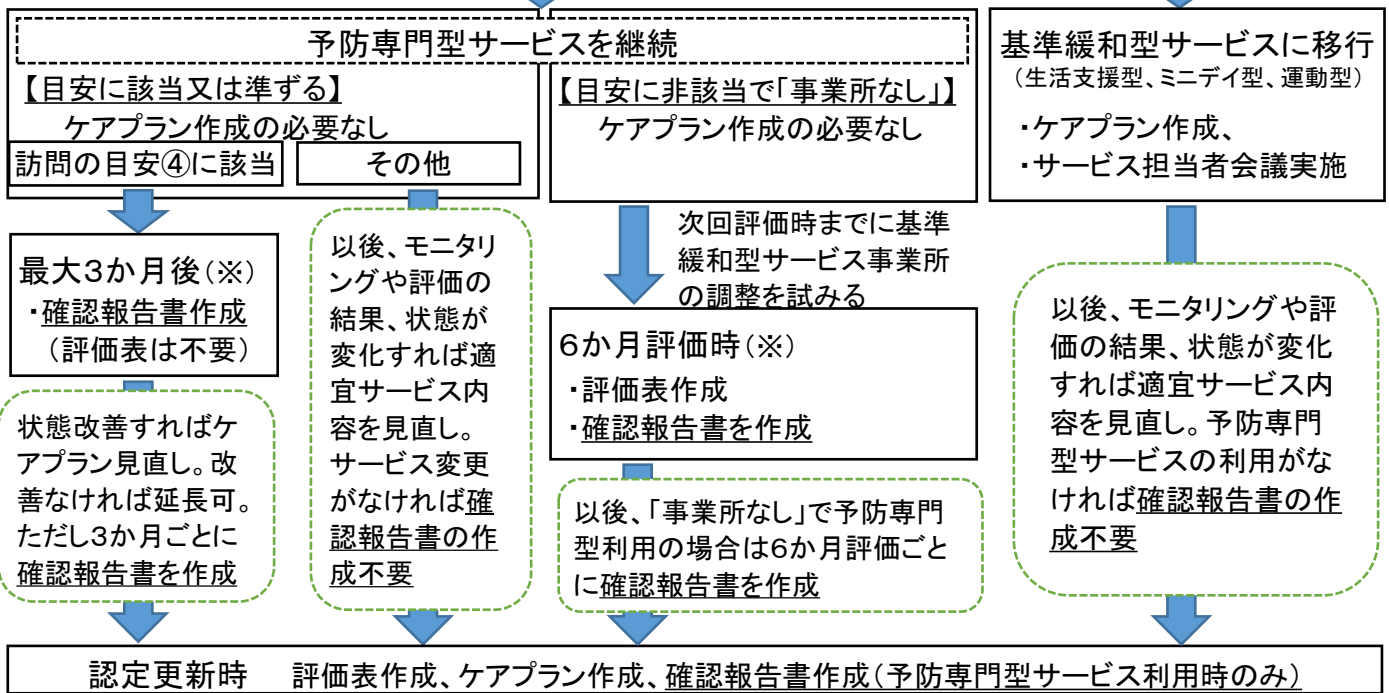


状態像の目安の見直しにかかる今後のケアマネジメントの流れ(H29.7.11改定版)

- 【状態像の目安にかかる確認報告書を作成するとき】※委託居宅はいきいき支援センターへ提出
- ① 予防専門型サービスを利用する方のケアプラン作成時(ケアプラン原案と合わせて作成)
 - ② 29年4月末時点で予防専門型サービスを利用している方の5月以降の最初の評価月(基準緩和型サービスに移行する方も作成)
 - ③ 訪問サービスにおける状態像の目安④「退院直後等で一時的に予防専門型が必要な方」の最大3カ月後
 - ④ 「事業所なし」で予防専門型サービスを利用した場合の次回6か月評価時
- ※③、④については再度予防専門型サービス利用する場合のみ作成(基準緩和型サービスへ移行する場合は不要)

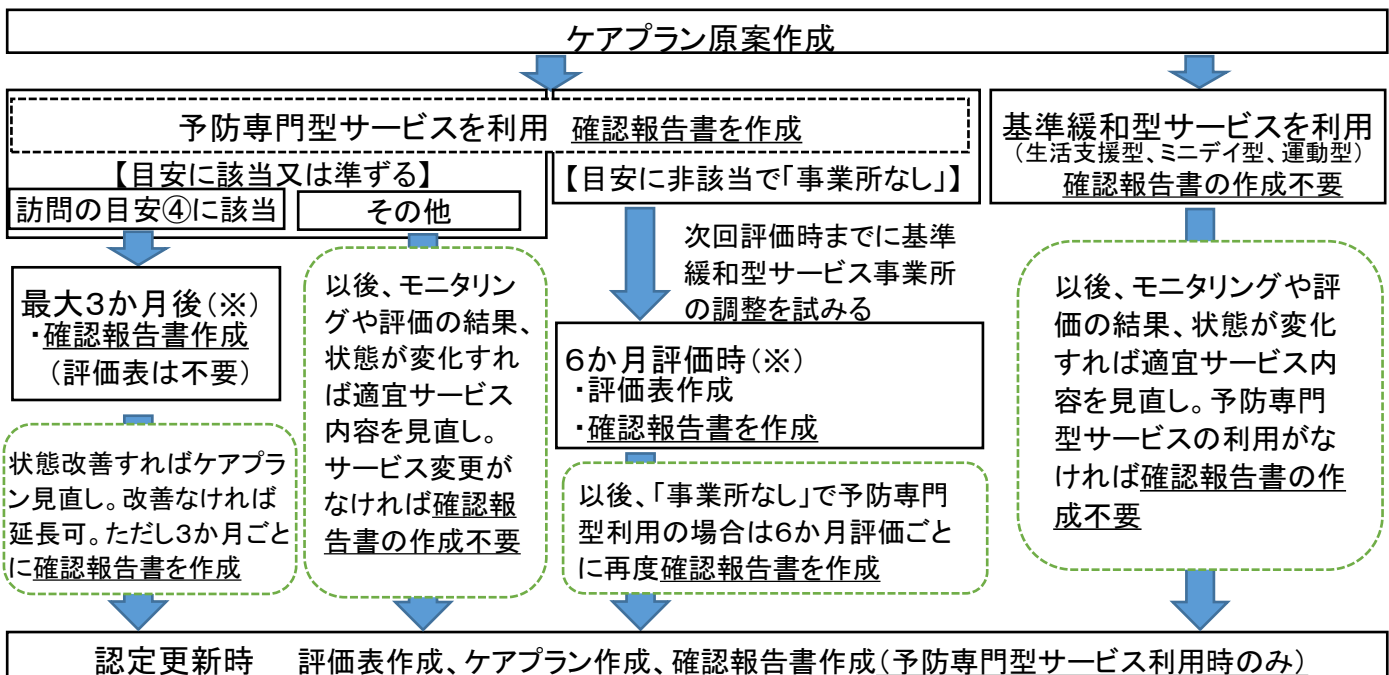
平成29年4月末時点で予防専門型サービスを利用している場合 ※基準緩和型サービスのみ利用は対象外
(5月から新規利用で4月中にケアマネジメントしたものを含む)

5月以降の最初の6か月評価月(状態像の目安の見直し適用)
評価表作成、状態像の目安にかかる確認報告書(以下、「確認報告書」)作成



(※) 再度予防専門型サービス利用する場合のみ作成(基準緩和型サービスへ移行する場合は不要)

平成29年5月より新規でケアマネジメントする場合



(※) 再度予防専門型サービス利用する場合のみ作成(基準緩和型サービスへ移行する場合は不要)